



# とみぐすく

いきいきとひとが輝くまちプラン  
～第3次豊見城市男女共同参画プラン～  
2019年度～2028年度  
【ダイジェスト版】



豊見城市



# とみぐすく いきいきとひとが輝く まちプラン

## ～第3次豊見城市男女共同参画プラン～

### 計画の位置付け

第3次豊見城市男女共同参画プランは、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条第3項及び「豊見城市男女共同参画推進条例」第11条を根拠とし、国の「男女共同参画基本計画」及び沖縄県「DEIGOプラン」を勘案し策定する市町村計画です。

本計画は、豊見城市総合計画の分野別計画の一つであり、市の関連計画と連携を図りながら推進することとなります。

本計画は、女性活躍推進法及び配偶者暴力防止法に基づく市町村計画として、一体的に策定しています。

### 計画の期間

本計画は、2019年度を初年度とし、2028年度までの10年間を計画期間とします。

### 基本理念

豊見城市男女共同参画推進条例第3条にもとづき、以下を基本理念とします。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会の制度又は慣行が男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を共に果たし、かつ、その他の社会生活における活動を行うことができること。
- (4) 家庭教育、学校教育、社会教育などあらゆる分野の教育の場において、男女共同参画が推進されるよう配慮されること。
- (5) 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 国際社会における取組と協調の下に行われること。

## 重点施策

第3次豊見城市男女共同参画プランは、4つの「基本目標」に13の「施策の方針」、38の「施策」が位置づけられています。また施策には、各課ごとの取り組みが複数あり、個々の取り組みを主管課と関係課が連携して推進していくことになります。現代の社会課題は、多くの要素が関係し複雑化します。本計画の施策について、それぞれが独立したものではなく、他の施策と一体的に進めなければ、男女共同参画社会の実現は難しくなります。

例えば国が第4次男女共同参画基本計画で目指すとしている「仕事と生活の調和」についても、男性中心型労働慣行等の変革、固定的な性別役割分担意識の解消、男女が働きやすい環境づくり、保育の受け皿の確保、保育士等の負担軽減や処遇改善だけでなく、ケースによって貧困やDV対策などが関係してきます。施策の同士の関係性を踏まえ、第3次計画の重点施策を以下に定めます。

基本目標Ⅰ 誰もがお互いの人権を尊重する環境づくり

施策の方針1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

★施策3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発

★施策5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進

施策の方針2 暴力など人権侵害の根絶

★施策7 人権意識の向上に向けた情報提供・DV等の根絶に向けた意識啓発及び被害の防止

★施策8 DV等に関する相談体制の充実

★施策9 被害者の保護及び自立支援の充実

施策の方針3 相談・支援体制の強化

★施策11 貧困等の困難に直面する男女への支援

基本目標Ⅱ 男女のパートナーシップによる仕事と家庭の両立支援

施策の方針6 働く場における男女共同参画の実現

★施策18 ワーク・ライフ・バランスの推進





## 施策の体系

「自分らしく」「その人らしく」  
お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう 個性が輝くまち とみぐすく

### 【基本目標】

基本目標Ⅰ  
誰もがお互いの人権を尊重する  
環境づくり

基本目標Ⅱ  
男女のパートナーシップによる  
仕事と家庭の両立支援

基本目標Ⅲ  
誰もが個性と能力を活かした  
住み良いまちづくり

基本目標Ⅳ  
男女共同参画社会実現のための  
推進体制の充実

### 【施策の方針】

1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の  
推進  
2 暴力など人権侵害の根絶  
3 相談・支援体制の強化  
4 男女の健康づくり支援

5 家庭で男女共同参画を進めるための支援  
6 働く場における男女共同参画の実現  
7 子育て支援体制の充実  
8 介護を支える環境の充実

9 政策・方針決定過程への女性の参画促進  
10 地域における男女共同参画社会の推進

11 庁内推進体制の充実  
12 市民及び市民活動等との連携の促進  
13 事業所との連携



## 各主体の取り組み

### 基本目標Ⅰ 誰もがお互いの人権を尊重する環境づくり

#### ■市の取り組み

##### 施策の方針1 男女共同参画の視点に立った意識啓発の推進

- 施策1 ジェンダーにとらわれない視点に立った情報提供
- 施策2 行政職員を対象とした研修会の実施
- ★施策3 社会教育等における男女共同参画意識の啓発
- 施策4 事業所に対する意識啓発
- ★施策5 ジェンダーにとらわれない視点に立った保育・教育の推進
- 施策6 LGBTを含む性の多様性に関する理解の促進

##### 施策の方針2 暴力など人権侵害の根絶

- ★施策7 人権意識の向上に向けた情報提供・DV等の根絶に向けた意識啓発及び被害の防止
- ★施策8 DV等に関する相談体制の充実
- ★施策9 被害者の保護及び自立支援の充実



##### 施策の方針3 相談・支援体制の強化

- 施策10 関係機関等と連携した相談体制の充実
- ★施策11 貧困等の困難に直面する男女への支援

##### 施策の方針4 男女の健康づくり支援

- ★施策12 性教育等の充実
- 施策13 妊娠・出産期における女性の健康支援
- 施策14 中高年期における男女の健康支援
- 施策15 心の健康づくり支援



※★は第3次豊見城市男女共同参画プランの重点施策です



## ■市民の取り組み



- 個人の人権が尊重されるよう、固定的な性別役割分担意識を改善するよう努めましょう。
- DV、ストーカー、性暴力などの行為は「人権侵害であり、犯罪である」ことを認識し、身近でそのような行為が疑われる状況に気づいた場合は、相談窓口や警察署に相談し助け合いましょう。
- 生涯を通じて健康的な生活を続けていくために、自らの健康に対する意識を高め、健康的な生活習慣を身に付けましょう。
- 男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って接していくようにしましょう。
- 妊娠・出産について、女性の自己決定権を尊重するよう、リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解に努めましょう。
- 人それぞれ性のあり方が様々であることを理解し、一人ひとりの人権を尊重しましょう。

## ■事業所の取り組み

- 性別にかかわらず、個人の能力が発揮できるような職場づくりに努めましょう。
- DV等の被害者が一人で問題を抱え悩むことがないよう、相談しやすい職場環境をつくりましょう。
- 定期的に健康診断を実施するとともに、日頃の健康管理に配慮しましょう。
- 女性労働者の母性保護及び母性健康管理について意識し、妊娠、出産、育児等に配慮した対応ができる職場をつくりましょう。



## ■教育関係者の取り組み

- 人権を尊重した男女共同参画意識の形成に努め、男女共同参画への理解が深められるようにしましょう。
- 将来、性別にかかわらず職業選択できるよう、男女共同参画の視点をもった就業意識の啓発に努めましょう。
- 性同一性障害に係る児童生徒に対し、教職員が正しい知識を持ち、日頃から児童生徒が相談しやすい環境を整えましょう。
- 性同一性障害に係る児童生徒が学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合は、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応をします。
- 性に関する正しい情報を入手し、望ましい行動がとれるよう、性教育の充実に努めましょう。

## 基本目標Ⅱ 男女の「パートナースhip」による仕事と家庭の両立支援

### ■市の取り組み

#### 施策の方針5 家庭で男女共同参画を進めるための支援

- 施策 16 社会教育等における男女共同参画意識の啓発（再掲）
- 施策 17 家庭を築く男女に対する意識啓発

#### 施策の方針6 働く場における男女共同参画の実現

- ★施策 18 ワーク・ライフ・バランスの推進
- 施策 19 誰もが働きやすい就業環境の確立に向けた支援
- 施策 20 再就職及び起業等に対する支援



#### 施策の方針7 子育て支援体制の充実

- 施策 21 子育て相談、支援体制の充実
- 施策 22 子育て情報提供等の充実
- 施策 23 子育て家庭に対する経済負担の軽減
- 施策 24 保育サービスの充実
- 施策 25 子どもの居場所づくり



#### 施策の方針8 介護を支える環境の充実

- 施策 26 福祉サービス等の適正利用に関する意識啓発
- 施策 27 福祉サービス等の充実
- 施策 28 介護者の負担軽減に向けた取り組みの推進

※★は第3次豊見城市男女共同参画プランの重点施策です



## ■市民の取り組み



- 男女が固定的性別役割分担意識を見直し、家族の一員として、家庭のことは一人ひとりが意識して協力するようにしましょう。
- 育休や介護休業を適切に活用し、ワーク・ライフ・バランスの重要性を認識しましょう。
- 育児に関する悩みについて、関係機関や地域の居場所等を活用し、家庭で抱え込まずに相談するようにしましょう。
- 高齢者や障がい者等の介護について、夫婦もしくは家族で十分に話し合い、介護者に過度の負担がかからないようにしましょう。



## ■事業所の取り組み

- 女性が継続的に働くことができるよう、男性の働き方の見直しや条件整備を進め、男性も積極的に家庭に関われるような環境づくりをめざしましょう。
- 「沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度」の認証に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取り組みましょう。
- 採用、昇進、昇給、能力の評価等について、性別を問わず個々の能力を活かせる職場づくりに努めましょう。
- あらゆるハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）の発生を防止するため社員教育に努め、万が一問題が起こった場合には、組織内で適切に対応できる体制を整備しましょう。
- あらゆるハラスメント（セクハラ、パワハラ、マタハラ等）について、二次被害を出さない対策を適切に行い、被害者が継続して職場に勤務できる対策を講じましょう。
- 介護休業について、積極的に活用できるよう配慮しましょう。





## 基本目標Ⅲ 誰もが個性と能力を活かした住み良いまちづくり

### ■市の取り組み

#### 施策の方針9 政策・方針決定過程への女性の参画促進

- 施策 29 審議会等への女性の登用
- 施策 30 職員研修事業（再掲）
- 施策 31 女性の政治参加の促進

#### 施策の方針 10 地域における男女共同参画社会の推進

- 施策 32 協働のまちづくりの推進
- 施策 33 女性団体連絡協議会に対する活動支援
- 施策 34 地域団体への意識啓発
- 施策 35 NPO 等の立ち上げ及び活動支援

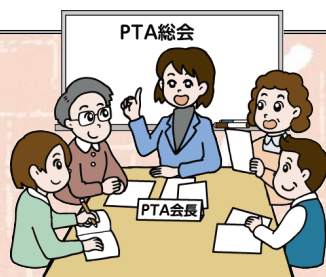


### ■市民の取り組み

- 女性が積極的に政策決定の場に参加することを意識し、女性登用への認識や理解を深めるようにしましょう。
- 審議会等の多くが充て職になっていることを理解し、自治会やその他の団体において男女比に偏りが無い役員構成をめざしましょう。
- 憲法で保障された政治参加の機会や与えられた権利を行使しましょう。
- 一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚し、事業者や行政とともにまちづくりを進めるパートナーとして積極的に参画しましょう。

### ■事業所の取り組み

- 人材育成や資質向上のため学習や研修会等に努め、経営方針などの決定の場への女性の参画を進めましょう。
- 男性が地域活動等や学校行事等に参加しやすい環境整備に努めましょう。



## 基本目標Ⅳ 男女共同参画社会実現のための推進体制の充実

### ■市の取り組み

施策の方針 11 庁内推進体制の充実

施策 36 庁内推進体制の充実

施策の方針 12 市民及び市民活動等との連携の促進

施策 37 市民及び市民活動等との連携の促進

施策の方針 13 事業所との連携

施策 38 事業所との連携



### ■市民の取り組み

- 行政、教育関係者、事業者等と連携し、男女共同参画社会の実現に向け積極的に取り組みましょう。
- 男性の場合、長時間労働が家事・育児・介護、地域活動等の十分な参加に影響していることがあるため、意識改革や働き方を見直してみましょう。

### ■事業所の取り組み

- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みについて、男女が働きやすい環境づくりに加え、男性の働き方を見直すことによって様々な分野に参加できるように努めましょう。





## 計画数値目標一覧

	指標	現況 (2017年度)	目標値	
			2023年度	2028年度
1	ジェンダーについて内容も知っている(回答割合)	52.2(%)	60(%)	65(%)
2	広報誌やメディアを活用した意識啓発	15(件)	15(件)	15(件)
3	行政職員に対する男女共同参画に関する研修	1(回)	2(回)	2(回)
4	男女共同参画講座開催数	2(回)	4(回)	4(回)
5	男女共同参画に関するパネル展開催場所	6(力所)	6(力所)	6(力所)
6	人権擁護委員等による人権教室実施校	6(校)	11(校)	11(校)
7	妊娠11週以下での妊娠届出率	89(%)	91.5(%)	92(%)
8	職場での昇進・昇格や能力評価について男女の不平等を感じる(回答割合)	39.8(%)	30(%)	20(%)
9	家の重要な事柄は家族の話し合いによって決める(回答割合)	36(%)	50(%)	60(%)
10	働き方や家庭生活等に関するパネル展、講座の開催数	無し	2(回)	2(回)
11	豊見城市男性職員の育児休業取得率	6.7(%)	10(%)	13(%)
12	セクハラ被害者のうち相談できなかった人の割合	66.4(%)	20(%)	10(%)
13	沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証取得企業数	2(企業数)	3(企業数)	4(企業数)
14	ふるさとハローワークにより就労できた人の数(豊見城市在住女性の数)	259(人)	272(人)	286(人)
15	農家における家族経営協定締結数	32(締結数)	51(締結数)	61(締結数)
16	病人の看護や高齢者の介護の担い手について不平等を感じる(回答割合)	59.4(%)	50(%)	40(%)
17	性別を踏まえた介護予防講座数	3(回)	10(回)	16(回)
18	審議会等への女性登用率	21.5(%)	30(%)	35(%)
19	市役所管理職(課長級以上)の女性登用率	5.7(%)	8(%)	10(%)
20	自治会長会への情報提供	2(回)	5(回)	5(回)
21	男女共同参画会議の開催数	4(回)	5(回)	5(回)
22	男女共同参画に関する市民活動団体数	4(団体)	4(団体)	6(団体)
23	事業所と連携を図った事業実施数	1(回)	2(回)	2(回)



## 豊見城市男女共同参画都市宣言

私たちは、市と市民が協働し、「自分らしく」「その人らしく」お互いの違いを認めあい、支えあい、高めあう個性が輝くまちとみぐすくをめざしてここに「男女共同参画都市」を宣言します。

- 一. 私たちは、一人ひとりの個性が尊重され、能力が活きる・活かせるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、男女が共に家事、育児、介護を分かちあい、責任を担いあえるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、性別に左右されず男女が共に職場、学校、地域等あらゆる場で平等に参画できるまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、人としての尊厳、人格、生き方を尊重する人権尊重のまちとみぐすくをめざします。
- 一. 私たちは、相手を思いやる心で、平和を発信し、交流の輪をひろげるまちとみぐすくをめざします。

平成26年2月9日

計画内容に関するお問い合わせ先  
豊見城市 市民部 協働のまち推進課  
〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1  
TEL 098-850-0159 (直通) FAX 098-850-5820

